

税の申告

～郵送申告がオススメです～



税申告の時期が近づいています。スムーズな申告ができるよう早めに準備しておきましょう！「確定申告（所得税の申告）」は川口市内のSKIPシティ、「市民税・県民税申告」は中央公民館で申告できます。申告内容によって会場や日程が異なりますので、ご注意ください。また、会場での待ち時間を無くしたいという人には、郵送での申告をお勧めします！

確定申告(所得税の申告)

☎川口税務署 ☎048-252-5141 〒332-8666 川口市青木2-2-17 (郵送申告のみ可)
注) 申告期間中は、川口税務署内での申告はできません。

確定申告メイン(主)会場

SKIP(スキップ)シティ

川口市上青木3-12-18(駐車場あり 約300台)
2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日を除く。2月18日(日)・25日(日)は開催)
午前9時～午後4時
※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります

具体的な申告対象者は…

- ① 事業所得・不動産所得・雑所得・譲渡所得・一時所得等の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- ② 所得税が源泉徴収されており、各種所得控除を追加することで、所得税が還付になる人
- ③ 給与の収入が2000万円を超える人
- ④ 年末調整をした会社からの給与以外に、給与収入やその他の所得があり、その合計が20万円を超える人
- ⑤ 公的年金の収入金額の合計が400万円を超える人、外国の法令に基づく年金がある人
- ⑥ 公的年金以外の所得が20万円を超え、所得税が課税される人
- ⑦ その他(損失を繰り越す場合や株式の申告等)



●最寄りのバス停

- ① JR川口駅東口7番～9番乗り場からバスに乗り「総合高校」下車徒歩5分
- ② 埼玉高速鉄道鳩ヶ谷駅西口から「川口駅東口」行きに乗り「総合高校」下車徒歩5分

※SKIPシティに直接申告に関する問い合わせをすることはできません。問い合わせは川口税務署へ。

簡易申告会場(年金・給与のみ)

中央公民館 (住吉2-9-1)

2月16日(金)～3月1日(木)(土・日曜日を除く)
午前9時～午後2時30分
各日200人で受付終了

※混雑状況により、午前中の早い時間に終了する場合や受付時間が前後することがあります。
※例年、申告期間の前半は特に混雑します。

【対象者】 給与・年金収入のみの簡易な申告(扶養・生命保険・医療費控除の追加等)を行う人

注) 住宅借入金控除がある人や他の所得(事業、不動産、株、土地、建物の譲渡等)がある人、海外被扶養者の追加がある人は受付不可。

SKIPシティでの申告を!

※中央公民館への申告に関する問い合わせはできません。混雑緩和のため、公共交通機関や自転車等での来場にご協力ください。

申告書は、自宅で作成し郵送で提出を!

例年、確定申告会場は大変混み合い、手続終了までSKIPシティは最大3時間、中央公民館は最大6時間を要しています。また、確定申告会場でも、パソコンを使って納税者自身に申告書を作成していただいております。国税庁ホームページでは、ご自宅等で会場と同じソフトウェアを使って確定申告書を作成できます。操作に関しては、ヘルプデスク ☎0570-01-5901 で個別にサポートもしております。お気軽にご利用ください。



市民税・県民税申告 申告期間中、市民税課での申告はできません。

☎市民税課 ☎922-1042
郵送先 ☎340-8550 市民税課

(ご注意) 確定申告ではありません

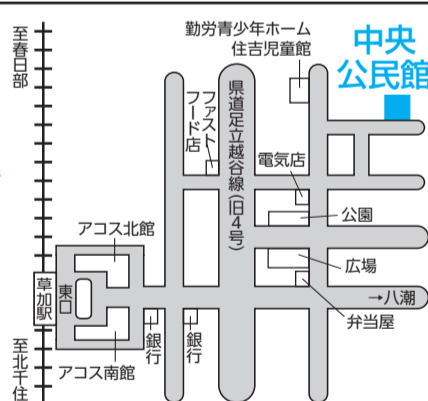
●前年中に収入があった人は原則申告する必要があります

ただし、確定申告を行った場合などは申告の必要はありません。
※詳しくは折り込んである「TAXぺいじ」(税特集号)1ページをご覧ください。

中央公民館 (住吉2-9-1)

2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)
※確定申告とは日程が異なりますのでご注意ください。
午前9時30分～午後3時30分

(受付時間は混雑状況により前後することがあります)
※中央公民館への申告に関する問い合わせはできません。問い合わせは市民税課へ。
※混雑緩和のため、公共交通機関や自転車等での来場にご協力ください。



〒郵送申告が便利です

市民税・県民税申告書は郵送で提出することができます。会場で長時間待つ必要がなくなるのでお勧めです。手元に申告書が無いという人は市民税課へ請求してください。郵送で申告する場合には、本人(身元)確認書類の写し及びマイナンバーが確認できる書類、源泉徴収票等の収入金額が分かるもの、控除証明書などの添付が必要です。

申告に必要な持ち物(確定申告、市民税・県民税申告共通)

- 本人(身元)確認書類
- マイナンバーが確認できるもの(通知カードまたはマイナンバーカード)
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 申告書が送られてきた人はその申告書(無い場合は会場で作成するので不要です)
- 給与や年金収入があった人は平成29年分の源泉徴収票
- 事業所得及び不動産所得があった人は、収支の分かる帳簿、支払調書、領収書など
- その他の収入がある人は、その収入が分かる申告用の書類
- 生計を一にする親族(所得38万円以下)を扶養控除の対象とする場合は、その親族のマイナンバーが分かるもの(メモ可)
- 各種控除を受けるための控除証明書や領収書
- 障がいのある人は、障害者手帳など
※要介護1～5の認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書(介護保険課で発行)
- 医療費控除及び医療費控除の特例を受ける人は、平成29年中に支払った医療費の明細書等(詳しくは右側「医療費控除(特例含む)を受ける人へ」を参照)
- 本人名義の通帳 ※確定申告の場合のみ
- 税務署から「平成29年分確定申告のお知らせ」が送られてきている場合には、そのはがき
- 代理申告の場合は委任状と代理人の本人(身元)確認書類
※市民税・県民税申告の場合のみ

医療費控除(特例含む)を受ける人へ

- 平成30年度の市民税・県民税(平成29年分の所得税)から医療費控除の適用を受ける際、従来の領収書に代わり、医療費控除の明細書の提出が必要になりました。(経過措置として平成30～同32年度は領収書の提出でも可)
- 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)がはじまりました。年間1万2000円を超えて支払ったスイッチOTC医薬品(医療用から一般用に転用された医薬品)の購入費が控除の対象となります(限度額8万8000円)。適用を受けるには、セルフメディケーション税制の明細書(領収書でも可)のほかに「一定の取組」の証明(健康診断の結果通知の写等)が必要になります。
※医療費控除の明細書及びセルフメディケーション税制の明細書はあらかじめ作成してから申告会場にお越しください。
※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制です。両方の適用を同時に受けることはできません。
注) 医療費控除は、所得税または市民税・県民税がかからない人は対象になりません。